

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応」等について（報告）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

デジタル臨時行政調査会について

【趣旨】

- デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）を開催する。

【構成員名簿】

会長	内閣総理大臣
副会長	デジタル大臣 内閣官房長官
構成員	総務大臣 財務大臣 経済産業大臣 内閣府特命担当大臣（規制改革） 行政改革担当大臣

（有識者）

大槻 奈那	名古屋商科大学ビジネススクール教授、ピクテ・ジャパン シニア・フェロー
金丸 恭文	フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
高島 宗一郎	福岡市長
綱川 明美	株式会社ビースポーク 代表取締役社長
十倉 雅和	日本経済団体連合会 会長
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
村井 純	慶應義塾大学 教授

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業について

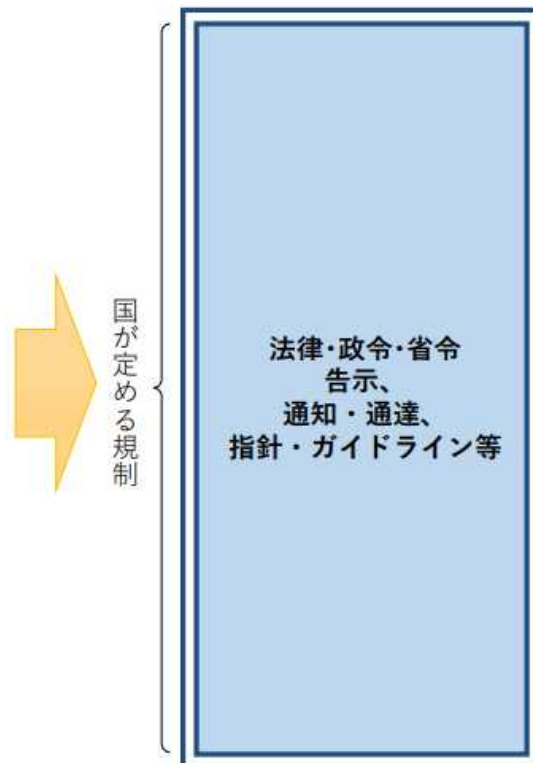
- ▶ 令和4年10月27日：デジタル臨時行政調査会（第5回）資料2「デジタル原則に照らした規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について」より

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

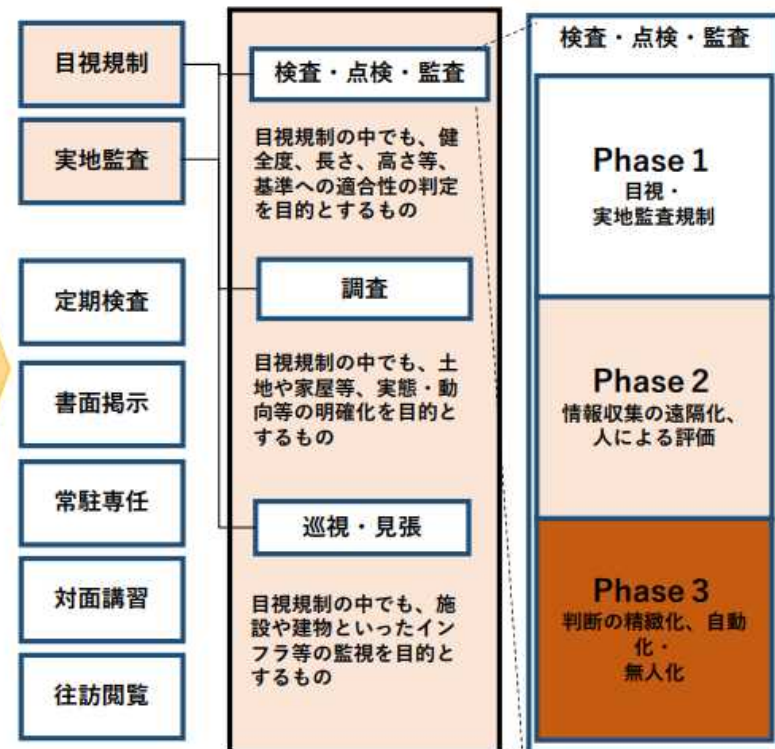
○ 構造改革のためのデジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方（目視規制・実地監査の例）

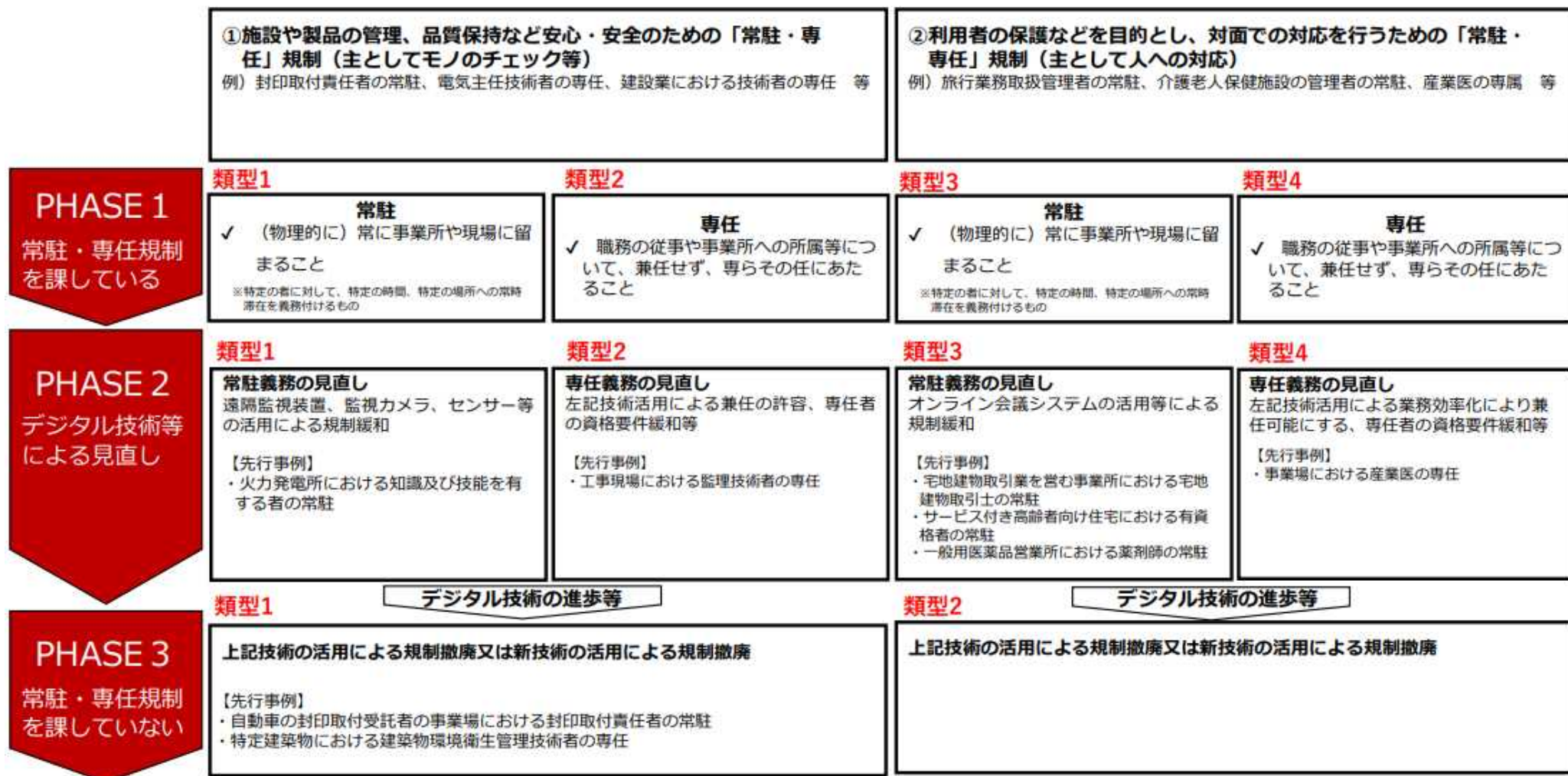


※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

常駐・専任規制の類型化とフェーズについて

- ▶ 令和4年3月30日：デジタル臨時行政調査会（第3回）資料1「デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について」より

常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）



工程表（安全衛生行政関係部分）について①

- 令和4年12月21日：デジタル臨時行政調査会（第6回）資料8「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」より（作業主任者関係部分の記載を一部簡略化して抜粋）

法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し完了 時期	見直しの概要
高気圧作業安全衛生規則	第10条第1項	高圧室内作業における高圧室内作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
電離放射線障害防止規則	第46条第1項	管理区域におけるエックス線作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
電離放射線障害防止規則	第52条の2第1項	管理区域におけるガンマ線透過写真撮影作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
有機溶剤中毒予防規則	第19条第2項	有機溶剤作業における有機溶剤作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
特定化学物質障害予防規則	第27条第1項	特定化学物質作業における特定化学物質作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
鉛中毒予防規則	第33条第1項	鉛作業における鉛作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
四アルキル鉛中毒予防規則	第14条第1項	四アルキル鉛等作業における四アルキル鉛等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
石綿障害予防規則	第19条第1項	石綿作業における石綿作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第314条第1項	ガス溶接作業におけるガス溶接作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第428条第1項	はい作業におけるはい作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第450条第1項	船内荷役作業における船内荷役作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
ボイラー及び圧力容器安全規則	第24条第1項	ボイラー取扱作業におけるボイラー取扱作業主任者の常駐	常駐専任	2-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
ボイラー及び圧力容器安全規則	第62条第1項	第一種圧力容器取扱作業における第一種圧力容器取扱作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第129条第1項	木材加工用機械作業における木材加工用機械作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第133条第1項	プレス機械作業におけるプレス機械作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第297条第1項	乾燥設備作業における乾燥設備作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正

工程表（安全衛生行政関係部分）について②

- ▶ 令和4年12月21日：デジタル臨時行政調査会（第6回）資料8「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」より（作業主任者関係部分の記載を一部簡略化して抜粋）

法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し完了 時期	見直しの概要
労働安全衛生規則	第321条の3第1項	コンクリート破砕器作業におけるコンクリート破砕器作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
酸素欠乏症等防止規則	第11条第1項	酸素欠乏危険作業における酸素欠乏危険作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第151条の126第1項	林業架線作業における林業架線作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第246条第1項	型枠支保工の組立て等作業における型枠支保工の組立て等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第359条第1項	地山の掘削作業における地山の掘削作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第374条第1項	土止め支保工作業における土止め支保工作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第383条の2第1項	ずい道等の掘削等作業におけるずい道等の掘削等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第383条の4第1項	ずい道等の覆工作業におけるずい道等の覆工作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第403条第1項	採石のための掘削作業における採石のための掘削作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第517条の4第1項	建築物等の鉄骨の組立て等作業における建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第517条の8第1項	鋼橋架設等作業における鋼橋架設等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第517条の12第1項	木造建築物の組立て等作業における木造建築物の組立て等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第517条の17第1項	コンクリート造の工作物の解体等作業におけるコンクリート造の工作物の解体等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第517条の22第1項	コンクリート橋架設等作業におけるコンクリート橋架設等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正
労働安全衛生規則	第565条第1項	足場の組立て等作業における足場の組立て等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	令和4年度 1月～3月	告示、通知・通達等の 発出又は改正

安衛法第14条の規定に基づく作業主任者の職務について

- 加藤厚生労働大臣会見概要 (令和4年10月14日 (金)) より労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐規制の部分のみ抜粋。

(略)

三点目であります。10月11日 (火) に河野デジタル大臣と岡田規制改革担当大臣と私で、いわゆる2プラス1大臣会合を開催いたしました。その際、労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐規制の見直し、ハローワークにおける失業認定のオンライン化について議論し、合意したところであります。

まず労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐規制の見直しについては、**作業主任者は、自ら作業しながら他の作業員の監視・指示を行っているものであるため、作業場所から離れた場所でこれを行うことは、現時点で想定はできませんが、信頼性の高い技術により作業そのものを遠隔で行えるような状況が実現するのであれば、作業主任者の現場配置も不要となる**ことを検討していくことでは合意をいたしました。その詳細については引き続き検討を進めることとしております。

(略)

岸田内閣が進める規制改革、デジタル改革を、厚労省としても関係大臣と連携をとりながら、しっかりと進めてまいります。以上です。

- 上記を踏まえ、**下線部分**を明確化すること等を内容とする通達を、令和5年2月22日に都道府県労働局労働基準部長あて発出済み。